

2010年11月24日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定） の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見

2010年8月16日に公表されました標記検討状況の整理について、当研究所に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」でとりまとめた意見等を提出いたしますので、宜しくお取り計らい願います。

記

質問1 公表される市場価格のない株式への投資の分類

【案1】も【案2】も以下のような問題点があると考えられるため、新たに案を検討することが望まれる。また、判断の一助として、検討の過程や諸外国の状況等を明らかにしていただきたい。

（理由）

【案1】：「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」で、公正価値を「出口価格」とすることが提案されており、その方針が維持されるのであれば、「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる」という考え方を正当化することは極めて難しい。

また、A32項で「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合がある」と記述されているのにもかかわらず、A33項では「取得原価が公正価値の適切な見積りとならない」場合の例示が挙げられている。A32項とA33項の整合がとられていないので、「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合」の適用指針が必要となる。しかし、実際にそのような指針を作成するのは難しいと思われる。

さらに、A33項及びA34項を前提とすれば、取得原価が公正価値の適切な見積りとならない場合がほとんどだと考えられ、企業の負担が増大するのではないか。

【案2】：上記の理由から【案1】よりも会計基準間の一貫性の面から考えて矛盾が少ない。しかしながら、IAS第39号を踏襲しているような印象を受けるので、IFRS第9号へのコンバージェンスを前提とするならば、この案をそのまま採用することは難しいのではないか。

質問2 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

連結財務諸表のみを考えるのであれば【案A】の採用もあり得るが、現状のままでは以下のような問題点があると考えられるため、【案B】を支持する。ただし、いずれにせよ「財務諸表の表示」に関する新しい会計基準において、どのように表示するかを明らかにしていただきたい。

（理由）

第1に、【案A】は、分配可能利益計算に問題が出てくると考えられ、また、税法との関係

も問題になると思われる。

第2に、【案A】は、現在のわが国の純利益の概念に抵触するため、「純利益の認識」についてのさらなる検討が必要と思われる。

第3に、【案A】は、有価証券の売却によって現実に生じたキャッシュ・フローに関して、キャッシュ・フロー計算書上での間接法による表示にも影響を及ぼすと思われる。

質問3 外貨建取引等会計処理基準への影響

外貨建取引等会計処理基準の変更は当然必要であると考えますが、仮に、外貨建取引等会計処理基準の変更が「必要ではない場合」には、どのような論拠があるのか説明していただきたい。

(理由)

当該検討状況の整理に基づいて会計基準が改訂された場合には、金融商品に関する認識・測定の実務にも変化が生じると考えられる。よって、整合性を維持するうえで、外貨建取引等会計処理基準を変更することも必要である。

質問4 適用指針(案)の改善の方向性

より詳しいガイダンスが必要であると考えます。

(理由)

わが国で現実に機能する会計基準とするためには、わが国の企業に合致した、わが国の企業における会計担当者が理解し得る会計基準にする必要がある。その意味では、「会計基準(案)」も「適用指針(案)」も全体として説明が不足している印象を受ける。基準適用後の実務の混乱を防ぐためにも、より詳しいガイダンスが盛り込まれることが望ましい。

金融商品の範囲

第8項

金融商品の定義として、「一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる」といった整理がされているが、「企業」に限定するよりも「当事者」とする方が適切に思える。「企業」に限定する理由を明確にしていきたい。

また、当該検討状況の整理では、従来とは異なり、金融商品に対する定義にあたって、概念的な規定を主とし、具体的な例示を従とする方式が採用されており、この方針自体は望ましいと考えられる。しかし、金融商品を「契約」として定義している点に対しては、以下の2つの点が指摘できる。

第1に、定義における「契約」とは何か明確ではない。金融資産及び金融負債の中には、商慣習に基づく売掛金・買掛金も含まれている。したがって、「契約」には慣習上の合意も含まれると考えられる。しかし、第57項には売掛金に相当する金銭債権に対する但し書きが設けられており、売掛金は「契約上の権利」ではないと読むことができる部分もある。また、現金預金は明らかに契約に基づく資産ではない。提案されている金融商品の定義が具体的な指針として機能するためには、「契約」の意味を具体的に提示する必要があると考えられる。

第2に、概念的な規定が主であり、具体的な例示は従であると位置づけられてはいても、現実には具体的な例示の内容が会計基準の解釈にあたって大きな意味を持つことは否定できない。

よって、定義の内容自体を大きく変更する必要はないが、「契約」の意味を限定する（あるいは「契約」の存在を確認する）適用指針を示すことが必要であると考えられる。

分類

金融資産の分類

第 15・63 項

「事業モデルの要件」が導入されることにより、現行の会計実務に変化が生じるのか否かについても、説明がなされることが望ましい。現行の満期保有目的という区分と「事業モデルの要件」による区分とが、実質的に同じものであるのか、あるいは異なる点が生じるのかが明らかでなければ、新たな「事業モデルの要件」に対する賛否を決めることができない利害関係者も多いと思われる。

また、事業モデルの要件の判断が困難であり、より詳しいガイドラインが必要であると思われる。たとえば、A5 項（3）の例示のような資本的支出は経常的なものであり、この場合での金融資産の売却も事業モデルの要件を満たすのであれば、どのようなケースでも事業モデルの要件を満たすことになるように思われる。

また、長期国債・超長期国債の場合には、事業モデルの要件を満たすと判断してよいのか。

第 17 項

「不整合」や「ミスマッチ」は、純損益計算における理想的な状況が想定されて初めて指摘できると考えられる。それゆえ、どのような純損益計算が望ましいものであるのかについての議論をしないままに「不整合」や「ミスマッチ」という概念を盛り込んでも、それらは具体的な会計処理を定める拠り所としては機能しない。「純損益の認識における不整合」や「会計上のミスマッチ」を判別するためのガイドラインを明確に示すことが求められる。

分類の変更

第 25 項

四半期財務諸表を前提にすれば、翌四半期から変更した方がよいのではないか。

測定

金融資産の当初認識後の測定

第 29 項

「減損（貸倒引当金又は貸倒損失）」と記述されており、減損、貸倒引当金、貸倒損失が同等のものと読むことができるが、そのような理解でよいのか。

しかしながら、減損については戻入れを行うことは認められておらず、貸倒引当金については戻入れが可能である。よって、両者は異なる会計処理であると位置づけることもできる。

個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い

第 37・122 項

連単分離の議論をまず進めるべきではないか。その議論の方向性が定まらないなかでは、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いの方針も定まらないと思われる。

注記事項

第 40 項

以下の 3 点について指摘したい。

第 1 に、(1) ②の第 30 項ただし書きの「指定を行った理由」とはどのように書けばよいのか。会計方針であれば、その旨を記載するのみで十分ではないか。

第 2 に、(1) ③について、「取得原価が公正価値の適切な見積もりになる」場合には、当該注記事項も「取得原価」でよいと考えられるが、その解釈でよいか。

第 3 に、(2) ④の「当該金融資産の残高がなくなるまで」とは、相当に長期に及ぶことも考えられるが、当該期間にわたって開示が必要かについては疑問を感じる。

参考

B1 項（例 3）

当該事例は、個別財務諸表（単体）の観点からは「事業モデルの要件」に該当しないため公正価値で測定するが、連結財務諸表（企業集団）の観点からは償却原価で測定する例示であるとの理解でよいか。

以上